

## 建設残土による被害の未然防止のための法制定、施策の実施を求める 意見書

今年2月、大阪府豊能町で、残土処分場に積み上げられていた土砂が崩落する事故が起こった。この事故により、土砂で府道が通行どめになり、通行者が危険にさらされ、農地が使用できないなど、周辺住民は長期間にわたり、被害をこうむった。

本市でも大規模な残土の埋め立ての実施、また、申請が行われており、残土を運搬する大型車両の通行による道路等への土砂の散乱、これらに起因する沿道、住宅の汚損、及びバイクの転倒事故が生じている。また、通行車両への飛石によるフロントガラスの破損等の被害が発生し、住民は10年以上にわたり、被害をこうむっている。

加えて、土壌の汚染や水源汚染への不安の声や、さらには、貴重な里山の破壊や近年多発している集中豪雨による土砂崩れの懸念の声も挙がっている。

その他、本市以外にも全国各地で建設残土をめぐる住民被害が起こっている。

しかし、建設残土は法律上、産業廃棄物には該当せず、開発行為に制限を課す法律はあるものの、建設残土の埋め立てを規制する法律がないため、一部の自治体が独自の規制条例を設けている以外は、指導がなされていないのが現状である。

一方、建設残土は公共工事から発生することが多く、政府の施策である「国土強靱化基本計画」のもと、今後、公共事業の増加でその量が、さらにふえることが現実になってきていることから、今日の、ゲリラ豪雨等の異常気象で土砂災害が広島のように起こる可能性がある。そこで、多量の残土積み置きで土砂災害が発生しないように、国の責任で建設残土の問題を、早急に解決することが必要である。

これらのことから、住環境・自然環境の破壊や水源汚染、土砂災害につながる行為の制限、建設残土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での有効利用、発生土砂の「見える化」など、国においては、①土砂災害防止法の改正、並びに、②残土規制法の制定を含めた有効な施策を早急に実施す

ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日

高槻市議会